

ひろば・ちがさき

No.785

2008年2月22日

市民会議・市民自治市議団

茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 市役所内 0467-82-1111

中嶋 てるお	86-5543
須田 ゆずる	86-8788
岸 正明	87-8766
小磯 妙子	52-6731
和田 清	67-5980

75才以上の全ての高齢者を対象に

こうきこうれいしゃいりょうせいど

後期高齢者医療制度が始まります！

今年(2008年)4月より、老人保健法に替わり「後期高齢者医療制度」が始まります。

現在加入の保険から脱退し、全ての人が対象になります。

国保・社保等の健康保険に加入している方も、全て現在の保険から脱退し、新しい「医療制度」の被保険者となります。

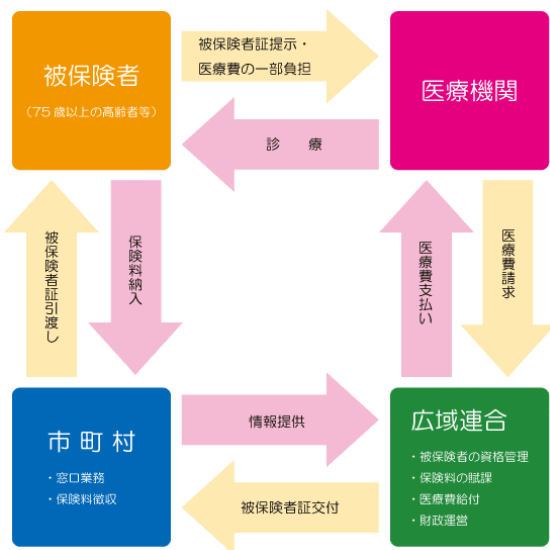
手続きは必要なく、対象者は、市町村より新しい保険証が送付されます。4月以降は、新しい保険証を提示して医療を受けることとなります。

対象者は全ての75歳以上の方です。65歳以上で特定疾患として認定された方も対象となります。()

今年4月以降は、75歳の誕生日を迎えた方は、順次誕生日より新しい制度に移行していきます。

県内の市町村が加入する
広域連合が保険者となります。

今までの老人保険制度では、保険者は市町村でしたが、全ての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」という新しい公共団体が保険者となります。



給付される主な内容は？

入院時食事療養費

入院した時の食費のうち、標準負担額(所得に応じて設定される)を除いた額が給付されます。

入院時生活療養費

療養病床に入院した時の食費と居住費のうち、標準負担額(同前)を除き、給付されます。

療養費

次のような場合に、申請により支払額の一部が払い戻しを受ける事が出来ます。

- ・ 被保険証を持たずに 診察を受けたとき。
- ・ 医師の指示により 補装具を作ったとき。
- ・ 医師が必要と認める、はり師、灸師、あんまマッサージ指圧師の施術を受けたとき。
- ・ 骨折やねんざ等で 柔道整復師の施術を受けたとき。
- ・ 輸血のために用いた生血代がかかったとき。
- ・ 海外に渡航中、治療を受けたとき。

高額療養費

同一月内に支払った負担金が高額な場合、自己負担限度額(所得によって決まっている)を越えた分について支給されます。

訪問看護療養費

居宅にて、主治医の指示に基づいて利用した訪問看護に関して、利用料以外が給付されます。

移送費

医師の指示により、病院や診療所へ移送されたときの費用について支給されます。(条件あり)

高額介護合算療養費

一年間に、医療保険と介護保険に支払った負担額の合算が、所得別支払限度額を越えた場合、その超過分が支給されます。

保険料の納付は、原則
年金から天引き!

保険料の納付については、特別徴収と普通徴収があります。

特別徴収

原則として、支給される年金より毎回天引きされます。

普通徴収

年金が年額18万円未満であった

り、介護保険と後期高齢者医療の保険料の合算額が年金額の1/2を越える時は、市よりの納付書または口座振替で納める事になります。

保険料の金額は、
均等割額39860円!
所得割率7・5%!

保険料は、被保険者ひとり一人に決められる「均等割額」と「所得に応じて決められる「所得割額」あり、その合計が「保険料」となります。

この額は、神奈川県状況により、2年ごとに見直されます。

今まで被扶養者で保険料を支払っていなかった人も対象になります。しかし、激変緩和措置で、6ヶ月は無料です。

制度の背景に財政難があるのは事実です。地域格差や、負担増分に関しては賛否あるところです。抜本的な対策が待たれます。

保険料の額は世帯によってかなり違います。詳しくは、茅ヶ崎市健康づくり課お問い合わせ下さい。

新旧制度比較	運営主体	対象者	健康保険	医療機関受診時	医療機関での負担割合	保険料
老人保健法 ~2008年3月	市町村	75歳以上 (一部)	国保・社保等 に加入	健康保険証と老人保健法医療受給証を提示	1割負担 (現役並み所得者は3割負担)	加入保険者に払う
後期高齢者医療制度 2008年4月~	広域連合	65歳以上	後期高齢者医療制度に加入	後期高齢者医療制度受給者証を提示		広域連合に払う